

消費者宅を訪問し、郷土誌の取材と告げるだけで販売の勧誘目的を明らかにせず、記載内容に不備のある契約書面を交付していた個人事業者に対し、業務改善を指示しました。

平成 30 年 10 月 30 日
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

- 北海道は、訪問販売を行っている「郷土新報社」こと山口勲（富山県富山市）に対し、特定商取引法の違反行為（勧誘目的等不明示、書面記載不備）及び北海道消費生活条例に基づく不当な取引行為（勧誘拒絶の意思表示の機会を与えない勧誘）を認定し、平成 30 年 10 月 26 日付けで、同法の規定に基づき業務の改善を指示するとともに、同条例の規定に基づき、不当な取引行為を用いないよう勧告を行いました。
- ついては、特定商取引法及び北海道消費生活条例の規定に基づき、本件行政措置の内容及び事業者の概要を公表します。

1 事業者の概要

氏名	山口 勲（個人事業者。以下「事業者」という。）
使用している名称	郷土新報社
所在地	富山事務所：富山県富山市小原屋 東京本部：東京都渋谷区渋谷 2 丁目
取引形態等	訪問販売（郷土誌（「郷土の礎」という題の書籍））
行政処分歴	埼玉県による平成 29 年 12 月 14 日付け特定商取引法第 7 条第 1 項に基づく指示

2 取引の概要

事業者は、道内において、消費者の住居を訪問し、郷土誌の売買契約の締結について勧誘を行い、当該消費者と売買契約を締結して商品の販売を行っていた。

3 法令違反行為

（1）勧誘目的等不明示（特定商取引法第 3 条[※]）

事業者は、訪問販売をしようとするときに、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「取材のために参りました。」などと告げるだけで、事業者の氏名、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしなかった。

（2）書面記載不備（特定商取引法第 5 条第 1 項）

事業者は、訪問販売により郷土誌の売買契約を締結したときに消費者に交付した書面に、法令に定められた事項を記載していなかった。

（3）勧誘拒絶の意思表示の機会を与えない勧誘（北海道消費生活条例第 16 条第 1 項に基づく同条例施行規則別表 1（2））

事業者は、消費者の住居を訪問し、売買契約の締結を勧誘することについて消費者の意向を確認することなく勧誘を始めるなど、消費者に対し、勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、売買契約の締結について勧誘し、又は契約を締結させた。

4 行政措置の内容

(1) 指示（特定商取引法第7条第1項）、公表（同条第2項）

- ① 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者の氏名、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにすること。
- ② 訪問販売により、売買契約を締結したときは、法令に定める事項を記載した、当該売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付すること。
- ③ 勧誘目的等不明示及び書面記載不備について改善措置を講じるとともに、その内容を平成30年11月26日までに、北海道知事あてに文書で報告すること。

(2) 勧告（北海道消費生活条例第17条第3項）、公表（同条第4項）

事業者は、消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居を訪問し、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘しないこと、又は契約を締結させないこと。

5 消費生活相談の状況

(1) 道内における消費生活相談件数

年度	28	29	30	計
件数	2	2	3	7

(2) 消費者の主な居住地域

胆振総合振興局管内4名、空知総合振興局管内3名

(3) 消費者の性別及び年齢

男性7名、平均75歳

※ 特定商取引法（特定商取引に関する法律）は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）により改正され、平成28年6月3日に公布、平成29年12月1日から施行されているが、本件は改正前及び改正後の法令違反行為を認定している。

問い合わせ先 環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ 電話 011-204-5213
--

【事例 1】

事業者の従業員はA宅を訪問した。AとAの妻が玄関を開けると従業員がいた。従業員は、「郷土新報社です。ご主人が地域でご活躍されていたお話などを聞かせていただきたく、取材のために参りました。」と言い、Aに名刺を渡した。Aは従業員に「わかりました。取材と言うことなら受けます。」と言った。Aは従業員を家の中に入れた。Aは従業員からAの経歴等について質問を受け、Aは答えた。一通り取材が終わると、従業員はAに、勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えることなく、「取材に協力していただきありがとうございました。今回の取材の内容を載せた本を私たちで作っているの、良かったら購入しませんか。値段は10万8,000円です。」「後にも残るものですから。」と郷土誌を購入するよう勧誘をした。Aは郷土誌の売買契約を締結した。

【事例 2】

事業者の従業員はB宅を訪問した。BとBの妻が玄関を開けると、従業員は、BとBの妻に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えることなく、「郷土新報社です。ご主人が地域でご活躍されていたお話などを聞かせていただきたく、取材のために参りました。そして、そのお話などを載せた郷土誌を作成しているの、良かったら購入しませんか。」と言い、Bに名刺を渡した。Bは取材を承諾し、従業員は家の中に入った。従業員は、Bの経歴や地域でどのようなことをして活躍していたかなどについて質問をし、BやBの妻が答えた。そして、一通り取材が終わると、従業員は、「取材に協力していただきありがとうございました。最初にも説明しましたが、今回のB様への取材の内容や天皇陛下の歴史などを記載した郷土誌を私どもで作成しているのですが、購入しませんか。」と言った。Bは郷土誌の売買契約を締結し、従業員はBに記載事項に不備のある契約書面を渡した。

【事例 3】

事業者の従業員はC宅を訪問した。Cが玄関を開けると従業員がいた。従業員は、「この地域の郷土の本を作るために、あなたの家の歴史や地域の歴史について取材させて欲しいのです。30分から40分くらいかかりますが、協力していただけませんか。」と言った。Cは取材を受けることにし、従業員を自宅の中に入れた。Cは自宅内で従業員から取材を受け、Cの経歴などを話した。一通り取材が終わると、従業員はCに名刺を渡した。従業員は、鞆から書籍を取り出し、Cに勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えることなく、「取材に協力していただきありがとうございました。今回のC様への取材の内容などを載せた、このような郷土誌を私どもで作成しているのですが、購入しませんか。」「記念に残るものだから買ってもらえませんか。」「孫、子の代にも残るものですし。」とCに郷土誌を購入するよう言った。Cは郷土誌を購入することにし、従業員はCに記載事項に不備のある契約書面を渡した。

【参考】

○特定商取引に関する法律（特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 60 号）による改正前の特定商取引に関する法律）

（定義）

第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

○特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）

（定義）

第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（訪問販売における書面の交付）

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

（指示等）

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

○北海道消費生活条例（平成 11 年北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、契約の勧誘の意図を示さずに接近して、又は消費者を訪問し、若しくは電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反して、若しくは消費者に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 （略）

- 3 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該取引方法を用いないよう勧告することができる。
- 4 知事は、前項の規定による勧告をした場合であって、不当な取引方法による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに当該勧告の内容その他の必要な情報を提供するものとする。

○北海道消費生活条例施行規則（平成 12 年北海道規則第 29 号）

（不当な取引方法）

第 3 条の 2 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める不当な取引方法は、別表のとおりとする。

別表（第 3 条の 2 関係）

1 条例第 16 条第 1 項第 1 号の規定に該当する不当な取引方法

- (2) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居若しくは業務を行っている場所（以下「住居等」という。）を訪問し、又は住居等に電話をかけることにより、消費者の意に反して、又は消費者に対し勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。